

論説 合衆国市民権の始まり : 米国建国から南北戦争まで

著者	松澤 幸太郎
著者別名	Matsuzawa Kotaro
雑誌名	筑波法政
号	62
ページ	37-65
発行年	2015-03-10
その他のタイトル	Articles The Begining of the United States Citizenship : Understanding of the “ Citizenship ” in the Antebellum Era
URL	http://hdl.handle.net/2241/00123759

合衆国市民権の始まり

- 米国建国から南北戦争まで

松澤幸太郎

はじめに

1787年に憲法制定会議において合衆国憲法草案が署名され、1789年に発効したとき、条文上においては「市民」の文言が使われていたにもかかわらず、「市民」を定義する規定は存在しなかった^{1,2,3}。しかしながら市民の文言が条文上用いられて

1 合衆国憲法では、役職等を指し示す文言以外に人を指し示す文言として、'people'、'person'、'citizen'、'inhabitant' が用いられており、その他に選挙人を指し示す文言として 'elector' が用いられている。参考までにそれらが用いられている条文を以下にあげることにする。

- 'people':
- ・ 前文、第1条第2節第1項（下院議員の任期、選挙資格）、修正第1条（請願権）、修正第2条（武器保有権）、修正第4条（不合理な逮捕・捜索・押収の禁止）、修正第9条（人民の保有する権利）、修正第10条（州または人民に留保された権限）。
- 'person':
- ・ 修正第17条第1節（上院議員の直接選挙）、修正第17条第2節（同補欠選挙）。
 - ・ 第1条第2節第2項（下院議員の資格）、第1条第2節第3項（直接税の配分、議員定数配分）、第1条第3節第3項（上院議員の資格）、第1条第3節第6項（弾劾裁判）、第1条第6節第2項（議員の兼職禁止）、第1条第7節第2項（法律制定手続）、第1条第9節第1項（移住）、第1条第9節第8項（貴族制度の禁止）、第2条第1節第2項（大統領選挙の方法）、第2条第1節第3項（大統領選挙の方法）、第2条第1節第5項（大統領の就任資格）、第3条第3節第1項（反逆の証明）、第3条第3節第2項（反逆罪の刑罰）、第4条第2節第2項（逃亡犯罪人の引き渡し）、第4条第2節第3項（逃亡奴隷の引き渡し）、修正第4条（不合理な逮捕・捜索・押収の禁止）、修正第5条（大陪審の保障、二重の危険の禁止、自己負罪拒否権、適正手続、財産権の保障）
 - ・ 修正第12条（大統領選挙方法の改正）、修正第14条第1節（適正手続、平等保護）、修正第14条第2節（連邦議会下院議員配分）、修正第14条第3節（公務員の欠格）、修正第20条第3節（大統領の承継、代行）、修正第20条第4節（大統領の議会による選出）、修正第22条第1節（大統領の二期制）。
- 'citizen':
- ・ 第1条第2節第2項（下院議員の資格）、第1条第3節第3項（上院議員の資格）、第2条第1節第5項（大統領の資格）、第3条第2節第1項（連邦司法管轄権）、第4条第2節第1項（州間での特権・免除）

- ・修正第11条 (連邦司法権の制限)、修正第14条第1節 (市民権の定義、市民の特権・免除)、修正第14条第2節 (連邦議会下院議員配分)、修正第15条第1節 (投票権)、修正第19条第1節 (女性参政権)、修正第24条 (人頭税等の不払いによる投票権剥奪の禁止)、修正第26条 (18歳選挙権)。
- ‘inhabitant’ : ・第1条第2節第2項 (下院議員の資格)、第1条第3節第3項 (上院議員の資格)、第2条第1節第3項 (大統領選挙の方法)
- ・修正第12条 (大統領選挙方法の改正)、修正第14条第2節 (連邦議会下院議員配分)。
- ‘elector’ : ・第1条第2節第1項 (下院議員選挙の選挙人資格)、第2条第1節第2項、第3項、第4項 (大統領選挙の選挙人資格等)
- ・修正第12条 (大統領選挙方法の改正)、修正第14条第2節 (下院議員の配分)、修正第17条第1節 (上院議員の直接選挙)、修正第23条第1節 (コロンビア特別区における大統領選挙人の選任選)、修正第24条第1節 (人頭税等の不払いによる投票権剥奪の禁止)。

(各文言の前段がオリジナルの憲法上の該当条文であり、後段はその後の修正条項のうちの該当条項。)

これらを見ると、特権・免除にかかわる条文と、選挙権および被選挙資格にかかわる条文を除いて、権利保障に関する条文においては、**people**あるいは**person**の文言が使われている、ということが出来る。

なおこの点に関連して、合衆国憲法上「奴隷」の文言は用いられていないが、次の条文が奴隷制について扱っていると指摘されている。第1条第2節第3項 (直接税の配分、議員定数の配分)、第1条第9節第1項 (移住)、第1条第9節第4項 (人頭税、その他の直接税の配課)、第4条第2節第3項 (逃亡奴隷の引き渡し)、第5条 (第1条第9節第1項および第4項の修正)。また、これ以外にも奴隷制の存在を前提としている条文として、第1条第8節第15項 (民兵の召集)、第1条第9節第5項 (輸出税の禁止)、第1条第10節第2項 (輸入税・輸出税の付加)、第2条第1節第3項 (大統領選挙の方法)、第4条第2節第2項 (逃亡犯罪人の引き渡し)、第5条 (憲法修正の方法)、さらにこれら以外にも運用において奴隷制の影響を受けたと考えられる条文として、第1条第8節第2項 (借入金)、第3条第2節第1項 (事件・争訟の管轄)、第4条第1節 (州間の相互信頼)、第4条第2節第1項 (特権免除)、第4条第3節第2項 (連邦直轄領)、第4条第4節 (州の保護)、があげられる。Paul Finkelman, *The Constitution and the Intentions of the Framers: the Limits of Historical Analysis*, 50 Univ.Pitt.L.Rev.349, at 379 (Note 147,148,149) (1989).

またこの点に関連して、合衆国憲法には、修正第14条に至るまで、男性を表象する表現が慎重に避けられてきたという指摘がある (C.A. ピアード『アメリカ共和国』14頁 (みすず書房 1988))。この指摘によれば、憲法制定時に、憲法第1条第1節の上院ならびに下院が「男子の集団 (bodies of men)」により構成されるとすることが提案されたが、最終的には、現行の条文にされた、とされている。ただしこの点に関連して、連邦憲法第1条第2節、第3節、第6節、第7節、第2条第1節、第3節、第4節、修正第5条、第6条で、男性を示す代名詞が用いられており、このことから連邦議会での議論等において、大統領や連邦議会議員等の連邦の公職に女性がつくことは認められない、と主張されたことがあることが指摘されている。Roger Smith, *CIVIC IDEALS*, 131 (Yale Univ.Pr.19 97).

2 市民権の定義に関連して、Sidney Kansas の記述によれば、独立宣言が採択される前の1776年6月6日に、大陸会議は「連合植民地 (United Colonies) に居住し、その法の保護を受ける者は、その法に忠誠を負い、その植民地の構成員とする。」という決議を採択した、とされている。Sidney Kansas, *CITIZENSHIP OF THE UNITED STATES OF AMERICA*, 14 (Washington Pub.Co.1936).

3 1776年7月4日に出された独立宣言の以下の一節で Citizen の文言が使われている。He

いたのであるから、必然的に、なんらかの一定の理解がなされていたと考えられる。

本稿では、建国から1868年に修正第14条により合衆国市民権が憲法上定義されるまでの間、「市民」の文言はどのように理解されていたかについて、いくつかの資料を手がかりとして概観する⁴。

第1章では、オリジナルの憲法上「市民」の文言を用いている各条文の意義について検討する。そもそもオリジナルの憲法では、選挙により選出される連邦政府の公職の資格要件に関する条項⁵、連邦司法権の管轄に関する条項⁶、連邦加盟州間における市民の特権および免除に関する条項⁷において、「市民」の文言が使われている。また、これら以外に市民権に関する条項として、帰化に関する統一的な規則を制定する連邦議会の権限⁸に関する条項がある。ここではこれらそれぞれの条文について、憲法の制定過程でなされた議論、憲法起草者の見解を示している *Federalist*^{9,10}、また当時の代表的な憲法の解説書である *Story of the Commentary* を参照

has constrained our fellow Citizens taken Captive on the high Seas to bear Arms against their Country, to become the executioners of their friends and Brethren, or to fall themselves by their Hands.

4 本稿では、修正第14条制定前の市民権の意義を明らかにするために、オリジナルの憲法についての制定当時の理解を示す憲法制定会議の議事録等や、南北戦争までに連邦議会で制定された法律、行政府の判断、連邦最高裁判所の判例などを検討する。このようなアプローチではなく、南北戦争前の思想的背景を検討して19世紀における市民権の意義を検討したものとして、Douglas G. Smith, *Citizenship and the Fourteenth Amendment*, 34 *San Diego L.Rev.*681 (1997) がある。この論文では、米国民権概念の形成に影響を与えた社会契約論者として、John Locke, Samuel Pufendorf, Jean Jacques Burlamaqui, Emmerich de Vattel の学説が検討され、さらにローマ法の影響が検討されている。最終的にこの論文は、修正第14条で定義された市民権は、制定当時市民権に付随すると考えられていた基本的権利を連邦あるいは州の侵害から保障するためのものであった、と結論づけている。

5 第1条第2節第2項（下院議員の資格）、第1条第3節第3項（上院議員の資格）、第2条第1節第5項（大統領の資格）。

6 第3条第2節第1項（連邦司法管轄権）。

7 第4条第2節第1項（州間での特権・免除）。

8 第1条第8節第4項（帰化に関する統一的な規則を制定する連邦議会の権限）。

9 以下本章でオリジナルの憲法の各条文の意義を検討する際に引用する *Federalist* については、英語版テキストとしては Alexander Hamilton, James Madison, John Jay, *FEDERALIST PAPERS* (Mentor Book 1999) [hereinafter *Federalist*] を利用する。なお、日本語訳としては、斉藤真・武則忠見訳『ザ・フェデラリスト』（福村出版 1991）；斉藤真・中野勝郎訳『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫 1999）；斉藤敏訳『フェデラリスト』（理想社 1966）を参照した。

10 なお本文中で引用するほかに *Federalist* においては、第2編で、一つの連邦政府の下で一つの国であるのと、いくつかの連合に分かれ、それぞれの政府に連邦政府の有するのと同様の権限を与えるのとでは、いずれがアメリカ人（people of America）の利益に資するか、という問題が提起された後に、次の二つの点が指摘されている。

・米国民は、同じ祖先より生まれ、同じ言葉を語り、同じ宗教を信じ、同じ政治原理を奉じ、その風俗習慣においてきわめて似ている一つの国民（a people）であり、一体となって協

して検討する。

続いて第2章では、南北戦争までに連邦議会が制定した市民権ならびに市民的権利に関係する法律を概観し、第3章では、「市民」概念について司法長官の示した見解を分析する。第4章では、Dred Scott 事件判決を検討し、連邦最高裁判所の「市民」に関する見解を確認する。

第5章では、第4章まででみた資料をまとめ、南北戦争前における「市民」像はどのようなものであったかを示すことにする。

第1章 オリジナルの憲法と市民権

第1節 公務就任資格としての市民権

第1項 下院議員の就任要件について

1787年の憲法制定会議に当初提案された案では、3年以上市民であることが下院議員の要件とされていた¹¹。これに対して、外国人（foreigners）等が立法あるいは統治にかかわることは望ましくないという意見や、3年では下院議員に求められる地域の事情に関する理解が難しいという指摘、あるいはイギリスなどの富裕な外国が不正な目的のために工作員等を配する可能性があるなどの理由から、7年に延長することが提案された¹²。議論の過程においてはさらに4年にする案、生来的市民でなくてはならないとする案、あるいは9年にする案などが提案されたが¹³、最終的には7年とする案が認められた。

次にこの点に関して Story の Commentary は、まず、その利害関係が異質で、永続的な忠誠を負わない者によっては適切な政府の運営が確保されないことから、外

議し、武装し、努力して、長期に及ぶ血なまぐさい戦争（独立戦争）を肩を並べて戦い抜き、自由と独立をうち立てた。

・一般的な事項（general purpose）に関する限り、アメリカ人は一つの国民であったのであり、個々の市民は、同じような国民としての権利、自由、保護（national rights, privileges, protection）を享受してきた。

本編の内容から、いわゆる国家の市民権（national citizenship）が志向されていた、ということが指摘されている。James W. Fox Jr., *Citizenship, Poverty, and Federalism: 1787-1882*, 60 *Univ.Pitt.L.Rev.*,421,at 436 (1999).

11 II Max Farrand ed., THE RECORDS OF THE FEDERAL CONVENTION OF 1787, at 178, 216 (1974) [hereinafter Farrand].

12 Id., at 216.

13 Id., at 268.

国人を下院議員から排除することには異論がないとしている。また同書は、むしろ論点は外国人であった者が帰化した後に下院議員になれるかであるとし、この点について、英国において帰化市民は議員になれないとされていることを指摘しつつ、独立前の米国においては移民と植民を進めるために英国とは異なる方法が採用されていたとし、また、帰化市民を議員になることから完全に排除することは実際的でないと指摘している¹⁴。

この点について *Federalist* は、第52編で次のとおり述べている。すなわちまず、下院議員になるための被選挙人資格は各州憲法で定められていたが、それらは必ずしも慎重かつ適切に規定されておらず、またこれは統一的に定められるべきものであるので、憲法会議でこのように定めたとしている。そして、合衆国下院議員の条件としては、その他のものとともに7年間合衆国市民であることがあげられているが¹⁵、この条件を含む適当な制限の下では、米国で出生した者であろうと、帰化した者であろうと、貧富、信教上の制限なく、あらゆる者に下院議員になることが認められているという点を指摘している。

以上の点からすると、下院議員の就任要件において市民権は、それを保有していること自体は必要条件とされてはいたが、十分条件とは必ずしも考えられていなかったということになる。建国当時の米国においては、帰化し市民権を取得した者が多数存在したと考えられ、さらに、これらの者が市民権を取得したからといって、そのことからすぐに国政の運営を行わせることはできない、という考えが働いていたことは、容易に伺われる。

しかしながら他方で、実際上の理由として、人材確保等の観点からしても、また、帰化市民が現実に社会の一角を構成していたことからしても、帰化市民を下院議員から排除することは適切でない、という判断があったこともうかがわれる。そしてこの観点からすると、逆に一定期間以上市民権を保有しているならば、下院議員となる前提条件を満たすこととされたのは、規制の透明性の観点からして、適正な判断であったと考えるべきである。

第2項 上院議員の就任要件について

憲法制定会議においては当初、4年以上市民であることが上院議員の就任要件と

14 II Joseph Story, COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION, § 617 (Da Capo Pr.1970) (1833) [hereinafter Story].

15 U.S. Const. Art. I § 2, cl. 2.

して提案されていた¹⁶。この点に関する審議においても、下院議員の場合と同様に、外国と関係のある者を条約締結の権限を有する上院の議員にすることの危険性や、米国政府の基本となっている考え方と異なる政府に関する考え方が移入されることの不適切性が指摘された¹⁷。他方でこの期間を長くすることに対しては、連邦議会は帰化に関する権限を有するから、米国での居住期間に応じて異なる特権を享受すると定めることが可能であり、このような制限は不必要であるという意見や、このような制限により反自由主義的な傾向が憲法に与えられることになる、あるいは米国にとって望ましい者が移民することを妨げることになるなどの意見が述べられた¹⁸。

次に *Federalist* はこの点について第62編で言及している。本編は、上院議員について9年以上市民でなくてはならないとされ、下院議員より長い期間の市民権の保有が求められていることに関し次のように述べている。

第一に、直接に外国との交渉に参与するのであるから、外国生まれであったり、外国で教育を受けたりしたことに伴う偏見や慣習からすっかり抜けきった人でなくてはこの職務は遂行できないとしている。

第二に、9年という期間は、一方で公共の信託に応じてその長所や才能を生かし得るような帰化市民を完全に排除してしまうことと、他方で帰化市民に無差別かつ性急に（上院議員になることを）許して、国事を議するにあたって外国の影響が入り込む道を開くことの間において、慎重かつ穏当な規定であるとしている。

以上のように上院議員についても下院議員の場合と同様に、市民権はあくまでも必要条件であって十分条件とはされなかった。また特に上院の場合には、下院と異なり、条約締結に関する同意権限を有する¹⁹など直接的に外交問題に影響を与える権限を有するので、単に市民であることばかりでなく、一定の期間、しかも下院議員と比較して、より長い期間合衆国市民であることが求められることとされている。

このような規定の仕方は、帰化市民の完全な排除と、無差別な受容の間でのバランスをとった方法であり、建国当時の米国が人材確保と外国からの影響の排除の間で適切なバランスを取らざるを得なかったという点から採用されたものであるとい

16 II Farrand, 179.

17 *Id.*, at 235.

18 *Id.*

19 U.S. Const. art. II, § 2, cl. 2.

うことは、下院議員の場合と同様である。

このような方法が、結果として同様に米国市民権を有する者の間で区別を設けることになってしまうことを勘案した場合に適切であるのか、ということは理論的には問題になる可能性もある。しかしながら、米国市民は確保したいが、他国からの独立は確保したい、という実際上の米国の状況を考えるならば、このような制度設計とされたのは許容されざるを得ないことだったと考えられる。

第3項 大統領の就任要件

周知の通り米国憲法上大統領は生来的米国市民でなくてはならない、とされている²⁰が、この点に関し、憲法制定時の議論あるいは、Federalistにおいては、市民概念そのものとの関係では、明確な議論は見受けられない。

StoryのCommentaryは、大統領を生来的な合衆国市民とする制限は不可欠なものであり、これは行政政府に対しての外国の影響を排除するためのものであるとしている²¹。同Commentaryは、外国人を排除することは、常識的なことであり、健全な政治家からはほとんど疑念を示されることがなかった、とし、これによって、野心的な外国人を排除することができ、また、外国政府からの贈賄等による影響を防ぐことができる、としている²²。

なお、条文上大統領についてはさらに、年齢が35歳に達している者であることと14年間合衆国内の住民であることが求められており、市民権の保有に加えて、実際に米国社会にコミットしていることが条件とされている。この点からすると、大統領については、単に形式的に米国に属していることのみならず、実質的にも米国に属していることが条件とされたと言うことができる²³。

20 U.S. Const. art. II, § 1, cl. 5.

21 III Story, § 1473. 連邦憲法第2条第1節第5項においては、大統領の就任要件として出生による合衆国市民、もしくは「この憲法確定の時に合衆国の市民である者」と定められている。なおこのうちの後者についてStoryは、これは独立戦争時に、米国の独立に貢献した、外国で出生した者に関する例外であるとしている。Id.

22 Storyは、このような外国による影響がヨーロッパにおける選挙君主制 (elective monarchies) の国々では、重大な害悪を与えた、とし、ドイツ、ポーランド、そしてローマ教皇の例を上げている。

この点に関し、当時考えられていた外国からの影響というものがどのようなものであったのかについて、具体的に考える必要がある。これに関連しては、いわゆる憲法制定会議において制限的な君主制 (limited monarchy) が望ましいと考えている意見を述べる者があり、また憲法制定会議において外国から王を招くことを検討している、といううわさが当時流れていたということが指摘されている。Max Farrand, THE FRAMING OF THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES, 172-173 (Yale Univ. Pr. 1913).

23 なお、合衆国憲法修正第12条は、副大統領について、「ただし、憲法上大統領の職に就く

第2節 連邦司法権の管轄に関する条項と市民権

連邦司法権の管轄に関する条項について、Federalist と Story の Commentary はそれぞれ次のことを述べている。

まず Federalist 第80編は、連邦の基礎である憲法第4条第2節に規定されている特権および免除を連邦市民が平等に享受するようにするためには、一州またはその市民が他州または他州の市民との対立により生じるすべての訴訟について、連邦の司法機関が裁定する必要がある、と述べている²⁴。

また Story の Commentary は、「相異なる州の市民間の訴訟」に対して連邦司法権の管轄を認めることは、憲法上の市民の特権および免除を確保するために、あるいは州に対しての禁止行為を実効的なものとするために必要であると述べている。さらに同 Commentary は、市民に与えられている特権および免除が侵害された場合に、あるいは州が契約を阻害する立法や違憲の疑いのある自州市民を優遇する立法を行うなどした場合に、憲法上の責務の執行のために連邦裁判所に管轄権が認められることが必要であるとしている²⁵。

以上のことから本条はまず、次節で述べる連邦憲法第4条第2節が規定している特権・免除を連邦市民が平等に享有するための手続を整備するために制定されたといえることができ、また、各州が自州市民を優遇する措置を取り、結果として連邦憲法の目的である「より完全な連邦を形成」²⁶することを阻害しないようにすることを企図したものといえることができる。

資格がない者は、合衆国副大統領の職に就くことはできない。」として、大統領に関する条件と同様の条件が、副大統領にも適用されることを定めている。

24 この点に関し、Federalist 第80編は、「一州の市民は、他のいずれの州においても、その市民のもつすべての特権及び免除を等しく享有する権利を有する」とする連邦憲法第4条第2節第1項は連邦の基礎であり、政府はこの規定を執行する手段を持つ必要があると指摘し、この規定が定める連邦の市民が享有する特権及び免除の平等性を維持するためには、一州またはその市民が他州あるいは他州の市民と対立しているすべての訴訟について、連邦の司法権が裁定すべき、としている。その理由として同編は、この基本的な規定の有効性を十分に保障するためには、当該条文の解釈を、地方的な関係を有さず、異なる州の間あるいは異なる州民の間に立って、不偏不党であると解され、その公的存立を連邦に負っている、従ってその立脚する諸原則を偏向させる意図を感じさせない、連邦裁判所に任せる必要があることを指摘している。

25 III Story, § 1684.

26 Preamble.

第3節 各州間での市民の特権および免除と連邦議会の帰化規制権限

各州間での市民の特権および免除と連邦政府の帰化権限について、Federalist、Story の Commentary は次のとおり説明している。

第一に Federalist は連邦政府のこの権限について第42編で言及している。同編は連邦政府の権限のうち、奴隷輸入禁止権限²⁷、Indian 諸部族との通商に関する規制権限²⁸、帰化権限²⁹について説明しているが、このうち帰化権限については次のとおり述べている。

まず同編は、連合規約第4条³⁰は「乞食、浮浪者、逃亡犯罪人を除く、各州の自由な居住者（free inhabitants）は他の各州において自由な市民（free citizens）として享有するすべての特権および免除を享受する。また、各州の人民（people）は、他のいずれの州においても貿易上ならびに通商上のすべての特権を享受する。」と規定していたが、この条文の解釈には混乱が生じていたと指摘している。

具体的には、人に関して「自由な居住者」、「自由な市民」、「人民」の文言が用いられ、また特権に関しても「自由な市民の有するすべての特権および免除」に加え「貿易上ならびに通商上のすべての特権」という文言が用いられており、それらの相互関係が明らかでなかったことであるとしている。これに続けて同編は、このことから、ある州の市民ではないが自由な居住者であるものは、他のすべての州においてその州の自由な市民の享有する特権を享有すると解される可能性があったとしている。これは具体的には、個人は自らの州で認められるのよりも大きな特権を他州で認められる可能性があるということであり、つまり各州は、自州において市民と認める者についてのみならず、自州の居住者である者についても、他州において

27 U.S. Const. art. I. §9, cl.1. 奴隷輸入禁止権限については、奴隷の輸入を禁止することは直ちに行われるのが望ましいが、むしろこの点は憲法制定から20年で奴隷輸入が廃止されるとされたことが評価されるべきである、とされている。

28 U.S. Const. art. I. §8, cl.3. Indian 諸部族との通商規制権限については、この権限がいずれの州の構成員でもない Indian のみを対象とするものであるとし、これに関連して、どのような Indian が州の構成員であるのかは明らかではなく、これが連合会議で混乱を招いてきたことを指摘している。

29 U.S. Const. art. I. §8, cl.4.

30 Articles of Confederation art. IV. 本条の該当部分は次のとおり定めている。「この連合における各州の人民（people）の間に、相互の友好と交流とをよりよく保障し、永続させるために、乞食、浮浪者、逃亡犯罪人を除く、各州のそれぞれの自由な居住者は、他の各州において、自由な市民として享有するすべての特権および免除を享受する。また、各州の人民は、他のいずれの州に対しても自由に入出し、当該州で、その居住者に対するのと同じの関税・付加金、および統制に従い、すべての貿易・通商を行う特権をもつものとする。」。

市民たる権利 (rights of citizenship) を認めさせることができる可能性があったということである、としている。

さらに同編は、「居住者」の文言を市民のみに限定して解したとしても、この問題は消滅するわけではなかった、としている。すなわちそれは、外国人を帰化する権限が各州に残されていたからであり、これによって、帰化の難しい州で一定の権利を制限される外国人が帰化の容易な州での帰化によって、当該制限から逃れることができるということになっていたのであるとしている。

最終的に同編は、このような連合規約の規定の欠陥から生ずる問題に対処するために、連邦憲法は合衆国を通じて統一的な帰化規則を制定する権限を連邦政府に認めた、としている。

第二にこの点に関して Story の Commentary は、連邦憲法第 4 条第 2 節の市民の特権および免除の条項は連合規約第 4 条を改定したものであり、その目的は、諸州の市民に、いわゆる一般的市民権 (general citizenship) を付与し、同一州の市民が享有する特権および免除を享有させることを意図したものである、と述べている³¹。

31 III Story, § 1800. なお、この点に関連して、連邦憲法第 4 条第 2 項の市民の特権および免除について英国植民地時代からの歴史に基づいて検討した論文として、David S. Bogen, *The Privileges and Immunities Clause of Article IV*, 37 Case Western Reserve L.Rev. 794 (1987) がある。本論文では、この条文について次のことが指摘されている。

- ・英国植民地時代、植民地に居住する者はすべて英国王の臣民であり、いずれの植民地も他の植民地の居住者を外国人として扱うことはなかった。のちに、独立宣言によってこの状態は消滅したが、これは連合規約第 4 条によって補完され、植民者の権利である、各植民地間を移動する自由や、住居を定めた植民地で住民として扱われること、商業取引に関して出生地により差別されないこと、などが保障された。
- ・連邦憲法は各個に存在していた州政府を結合させ、連邦政府を構成し、連邦憲法第 4 条第 2 節の市民の特権および免除はそのために役立った。
- ・連邦憲法第 4 条第 2 節の特権および免除は、従来存在していた各植民地間での移動の自由、市民権に付随する権利、取引の自由を保障することを意図していた。

なお同様に英国植民地時代における Privileges and Immunities の文言の意義から検討をした文献として Thomas H. Burrell, *A Story of Privileges and Immunities: From Medieval Concept to the Colonies and United States Constitution*, 34 Campbell L. Rev. 7 (2011); Thomas H. Burrell, *Privileges and Immunities and the Journey from the Confederation to the United States Constitution: Courts on National Citizenship and Antidiscrimination*, 35 Whittier L. Rev. 1991 (2014).

また、同様にこの条文について検討した Chester James Antieau, *Paul's Perverted Privileges or the True Meaning of the Privileges and Immunities Clause of Article Four*, 9 William and Mary L.Rev.1 (1967). は、本条が保障している特権および免除は、基本的自然権 (fundamental natural right) を意味する、としている。さらに、Douglas G. Smith, *The Privileges and Immunities Clause of Article IV, Section 2: Precursor of Section 1 of the Fourteenth Amendment*, 34 San Diego L.Rev.809 (1997). は、本条は、当時市民が享有すると考えられていた一連の実体的権利を保障しており、付随的に市民間での差別を禁じている、と結論づけている。

以上のほか、連合規約以前の州憲法や連合規約との関係等に注目して本条の意義を検討

以上のことから、まず各州間での市民の特権および免除については、これを設定することにより各州の市民が連邦内で平等に扱われることを確保し、それによって各州を統合し、国家として成立させることにその目的があったということが出来る。そしてここで保障されている各州間で保障される特権・免除は、ある州の市民が他州において当該州の市民と異なる扱いを受けないことをその本質としていると理解され得る^{32, 33, 34}。

また連邦政府の帰化権限についても同様に、それまで独立して、自らの構成員を決定していた各州を合一化するための方策の一つとして、連邦政府に帰化権限を認めたものととらえることができる。

第2章 連邦議会と市民権・市民的権利

1860年の南北戦争までに連邦議会が制定した市民権あるいは市民的権利等に関する主要な法律は次のとおりである。

した文献として Robert G. Natelson, *The Original Meaning of the Privileges and Immunities Clause*, 43 Geo. L. Rev. 1117 (2009); Kurt T. Lash, *The Origins of the Privileges or Immunities Clause, Part I: "Privileges and Immunities" as an Antebellum Term of Art*, 98 Georgetown. L.J. 1241 (2010).

32 なおこの点について Johnny H. Killian and George A. Costello ed., *THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES ANALYSIS AND INTERPRETATION*, 867 (GPO 1996).

33 なおこの点に関連して Tucker は、Blackstone の *Commentary* の Appendix において、連邦議会は、帰化に関する統一的な規則を制定する権限を有している一方で、各州は外国人を当該州のデニズン (denizen) とする権限を有しているとし、しかし、そのようにデニズン (denizen) とされた者は市民 (citizen) ではないので、連邦憲法第 4 条第 2 節の与える利益を享有しない、としている。I St. George Tucker, *BLACKSTONE'S COMMENTARIES*, app.365 (Augustus M. Kelley Pub. 1969) (1803).

34 この点に関し、英国からの米国の独立と関係付け分析をした文献として、Stewart Jay, *Origins of the Privileges and Immunities of State Citizenship under Article IV*, 45 Loyola Univ. Chicago. L.J. 1 (2013) がある。この論文では、英国から米国の独立したことによって、各州は独立した国になり、その結果として、各州の市民は英国臣民 (British Subject) として植民地時代に享有していた特権免除を、他の州において享有できなくなるところであったのを避けるために、この条文が規定された、と分析している。またこの論文は、具体的にどのようなものが保障されることが意図されていたかに関して、広い範囲のことが保障されることが意図されていたとし、具体的には、生命・身体・財産から、商業的特権、公的便益へのアクセスなどが含まれ、さらに、米国人が他州に旅行し滞在すること、自身が所属する周囲外で商業行為をすること、他州の市民と当該州で同様の待遇を受けること、等が意図されていた、としている。

第1節 市民権に関する立法

1860年の南北戦争までに連邦議会は、外国人の帰化に関する法律を中心としていくつかの市民権の取得・変更等に関係する法律を制定している。以下それらを概観する。

第1項 1790年帰化法

米国が英国から独立し、連邦憲法が制定された後に組織された連邦議会は、1790年、帰化法を制定した³⁵。本法は、自由な白人（free white person）で合衆国の領域内に2年以上居住した者は、「品性が正しいこと（good character）」等のいくつかの条件と、裁判所において合衆国憲法を尊重する旨の宣誓をするなどの一定の手續を満たすことによって合衆国市民となることができると定めていた。また本法は、そのようにして帰化した者の21歳以下の子は、親の帰化に伴って派生的に合衆国市民となると定めており、さらに海外で出生した合衆国市民の子は、生来的市民（natural born citizens）とされるところであった。ただし海外で出生した子については、その父が合衆国に居住したことがない場合には、合衆国市民権は継承されないとされていた。

この1790年帰化法は、1860年までに何回か改正された。

まず1795年の改正³⁶では、帰化の前提として要求される居住期間が5年に延長され、また、貴族等の称号を放棄することが求められるとされた³⁷。なお、本改正法においても海外で出生した合衆国市民の子は合衆国市民となるとされていたが、「生来的（natural born）」の文言は存在しなかった。

次にこの帰化法は1798年に改正された³⁸。本改正においては、先の改正で5年であった帰化の居住要件が14年に延長され、またいわゆる敵性外国人の帰化が認められないとされるなどの諸条件が課されることとされた。

35 1 Stat.103 (1790). 本法の正式名称は An Act to establish an uniform Rule of Naturalization である。

36 1 Stat.414. 本改正法の正式名称は、An Act to establish an uniform rule of Naturalization; and to repeal the act heretofore passed on that subject である。

37 なおこの点に関連して合衆国憲法第1条第9節第8項は、合衆国が貴族の称号を授与することと、また合衆国の官職にある者が連邦議会の承認を得ることなく他国等から贈与、俸給、官職、称号を受けることを禁止し、また、同条第10節第1項は各州が貴族の称号を付与することを禁止している。

38 1 Stat.566. 本改正法の正式名称は、An Act Supplementary to and to amend the act, intituled "An Act to establish an uniform rule of naturalization; and to repeal the act heretofore passed on that subject" である。

さらにこの帰化法は1802年に全面的に改正され³⁹、そこにおいては居住要件が5年に短縮され、また帰化に関する詳細な要件および手続が規定された。またこの改正された帰化法の第4条は、派生的市民権の取得に関して、合衆国に帰化した者（person）の子で21歳以下の者は、合衆国に居住しているならば、合衆国市民とされることと、本法制定時あるいはそれ以前から合衆国市民である者の子は合衆国市民とされることを規定していた⁴⁰。

これに続く1804年改正⁴¹では、1798年から1802年まで合衆国に居住していた者について市民権取得に関する特例が定められ、通常の帰化よりもより簡易化された手続で帰化できることとされた。また、帰化に関して一連の手続が終了した後、実際に帰化が許可されるまでに死亡した者の妻および子は、市民権を取得するとされた。

以上の諸改正以降、1813年改正⁴²においては、敵性外国人の帰化に関する特例が定められ、1824年改正⁴³では、21歳以下の外国人で両親に伴われずに合衆国に移住してきた者の帰化手続に関しての規定がおかれた。

なおこれらの帰化法の改正にもかかわらず、一貫して、自由な白人であることが帰化要件であることは変更されなかった。またこの帰化法と関連して、1855年に連邦議会は、外国で出生した合衆国市民の子が合衆国市民となることを再度法文上明文化し、さらに合衆国市民と婚姻した女性を合衆国市民とする法律を定めた⁴⁴。

以上の通り、まず帰化基準については、帰化を申請する者の居住期間に関し大きく変動していることが分かる。これは、先の連邦議会議員の資格要件と同様に、一般的には合衆国と密接な関係を持つに至った者を合衆国市民とすることを企図しな

39 2 Stat.153. 本改正法の正式名称は、An Act to establish an uniform rule of Naturalization, and to repeal the acts heretofore passed on that subject である。

40 2 Stat.153, 155.

41 2 Stat.292. 本改正法の正式名称は、An Act in addition to an Act intituled “An Act to establish an uniform rule of Naturalization, and to repeal the acts heretofore passed on that subject” である。

42 3 Stat.53. 本法の正式名称は、An Act supplementary to the acts heretofore passed on the subject of an uniform rule of naturalization である。なお1813年には、帰化の前提として5年の合衆国における居住が要件とされることが再規定された、という記録がある。Edwina Austin Avery ed., LAWS APPLICABLE TO IMMIGRATION AND NATIONALITY, 749 (U.S.GPO 1953); Michael Le May & Elliott Robert Barkan ed., U.S.IMMIGRATION AND NATURALIZATION LAWS AND ISSUES, 19 (Greenwood Pr.1999).

43 4 Stat.69. 本法の正式名称は、An Act in further addition to “An Act to establish an uniform rule of Naturalization, and to repeal the Acts heretofore passed on that subject” である。

44 10 Stat.604. 本法の正式名称は、An Act to secure the Rights of Citizenship to Children of the United States born out of Limits thereof である。

がら、具体的にどれだけの期間が適切に関する判断が分かれたものと考えられる。

また帰化の効果について、南北戦争前の時点ですでに市民権の派生的取得の問題が生じていたことがうかがわれる。この問題については、一般的には親の市民権が子に継受されるとされながらも、具体的な点について、第一に、そのようにして継受された子の市民権がさらにその子に受け継がれるのかが問題とされ、また第二に、その受け継ぐ子はどのような条件の下に親の市民権を継受することができるのかの問題があった。

第2項 その他の立法

1798年連邦議会は、1798年外国人法⁴⁵と1798年敵性外国人法⁴⁶を制定している。前者の1798年外国人法は、米国にとって危険であるとされた外国人に対して、平時・戦時にかかわりなく、大統領は国外退去を命じることができるとする法律であった。この法律は、1800年までの時限立法であったが、実際にその適用を受けた者はいなかった⁴⁷。

次に敵性外国人法についてであるが、本法は、政府が戦争中に、その対戦国の市民を逮捕、抑留することを認める法律であった⁴⁸。

なお以上に加え1803年に連邦議会は、米国へ黒人等を移入させることを禁じる黒人等移入禁止法を制定している⁴⁹。

これらについてまず前者の外国人法及び敵性外国人法は、交戦国等の国民が米国に居住・滞在することを排除するためのものであり、これらは米国の領域内に存在する社会あるいは米国政府自身を保護するために取られた方策と考えることができる。また後者の米国に黒人を移入させることを禁じる法律は、黒人等が米国社会の構成員となる可能性を排除するためのものであり、これらの者が当時は奴隷として移入されていたことを考慮するならば、社会の平等性を形成するための措置の一環ととらえることができる。

45 1 Stat.570. 本法の正式名称は、An Act concerning Aliens である。

46 1 Stat.577. 本法の正式名称は、An Act respecting Alien Enemies である。

47 Rogers M. Smith, CIVIC IDEALS, 162 (Yale Univ.Pr.1997).

48 なおこの時期に連邦議会は、連邦政府に対する犯罪について定めた治安法を制定している。1 Stat.596. 本法の正式名称は、An Act in addition to the act, entitled "An Act for the punishment of certain crimes against the United States" である。

49 2 Stat.205. 本法の正式名称は、An Act to prevent the importation of certain persons into certain states, where, by the laws thereof, their admission is prohibited である。

第2節 市民的権利等に関する立法

南北戦争前に制定された市民的権利等に関する主要な法律には次のものがあった^{50,51}。

まず1802年に連邦議会は、Columbia 特別区関係法⁵²を制定した。本法は Washington 市の市議会議員は、同市に12ヶ月以上居住している、自由な白人成年男性居住者による選挙により選出される、としていた。

また同年連邦議会はさらに Ohio 属領の連邦加盟を認めるための Ohio 属領連邦加盟法を制定した⁵³。同法第4条は、同属領に1年以上居住する納税している成年男性合衆国市民であることを州憲法制定会議の議員選出のための選挙における投票資格としていた⁵⁴。

50 なおここで紹介する法律に関連して、Missouri 州の連邦加盟に際して1820年に制定された Enabling Act for Missouri（正式名称は An Act to authorize the people of the Missouri territory to form a constitution and state government, and for the admission of such state into the Union on an equal footing with the original states, and to prohibit slavery in certain territories）に付された付帯決議（Resolution for the Admission of Missouri）には、Missouri 州議会は、連邦憲法に基づいて市民に付与されている特権・免除の享有から市民を疎外する法を制定することは認められない、とする一節が記されていた。Francis Newton Thorpe, THE FEDERAL AND STATE CONSTITUTION, 2448 (GPO 1977) (1909); Earl M. Maltz, DRED SCOTT AND THE POLITICS OF SLAVERY, 16 (Univ. Pr. of Kansas 2007).

51 本文等で紹介する法律の他に1850年連邦議会は、いわゆる1850年の妥協（Compromise of 1850）を構成する法律のひとつとして、1793年に制定された逃亡奴隷法（Fugitive Slave Act. 1793年のものの正式名称は、An Act respecting Fugitives from Justice, and Persons escaping from the Service of their Masters である。）を改正する法律を制定している（9 Stat. 462. 同法の正式名称は、An Act to amend, and supplementary to the Act entitled “An Act respecting Fugitives from Justice, and Persons escaping from the Service of their Masters,” approved February twelfth, one thousand seven hundred and ninety-three である。）。同法 Sec.5は、すべての善良なる市民（all good citizens）に対して、本法の執行の支援をすることを命じている。

52 2 Stat.195. 本法の正式名称は、An Act to incorporate the inhabitants of the City of Washington, in the District of Columbia である。

53 2 Stat.173. 本法の正式名称は、An Act to enable the people of the Eastern division of the territory northwest of the river Ohio to form a constitution and state government, and for the admission of such state into Union, on an equal footing with the original States, and for other purposes である。

54 これに先立って1787年に定められた北西部領地条令（Northwest Ordinance. 正式には、An Ordinance for the Government of the Territory of the United States north-west of the river of Ohio, 1 Stat. 51）の前文第9節は、自由な男性成人居住者が5000人に達すると、連合会議（Congress）に出席する者を選出する権限等を有する、議会（general assembly）に出席する代表者を選出する権限が与えられる、としていた。なおこの際に選出される代表者は、当該5000人が居住する地域に居住する合衆国市民であるか、あるいは3年以上等以外地域に居住していなければならない、さらにいずれの場合でも、200エーカーの土地を所有していなければならない、とされていた。また、この代表者の選出にかかる選挙において投票する者については、当該代表が選出される地域に50エーカー以上の土地を所有し、当該領域の市民である

同様の点について1808年に制定された Indiana 属領選挙関係法⁵⁵、Indiana 属領に1年以上居住する21歳以上の白人男性合衆国市民で、一定の財産を保有する者が同属領議会議員選挙における投票権を有する、としていた。さらに1816年の Indiana 属領の連邦加盟に際しては、憲法制定会議の議員選挙の投票資格が Indiana 属領連邦加盟法⁵⁶により定められたが、同法では、税金を納付している同属領に1年以上居住している男性合衆国市民で、同属領議会議員選挙において投票資格を有する者が投票資格を有するとされた。

この後、1860年までにいくつかの州が新たに連邦に加盟したが、それに際して連邦議会により制定された法律においては、連邦加盟前の属領議会の議員配分基数や憲法制定会議の議員の選挙に際しての投票資格等が、21歳以上の白人男性合衆国市民を基準として定められていた^{57, 58}。

1850年、連邦議会は Utah を準州と認める法律を制定した⁵⁹。同法でも、選挙に際しての投票資格が、21歳以上の自由な白人男性居住者に与えられることが規定された。同年に連邦議会が制定した New-Mexico を準州とする法律⁶⁰においても、選挙

と同時に当該地域に居住しており、あるいは当該地域に2年以上居住していることが条件とされていた。

次に同条令第5条は、北西部領地のある領域において、自由な居住者の人口が6万人に達すると、連合会議 (Congress) に代表者を送ることができ、憲法を制定して、州政府を設立することができる、と定めていた。

なお本条令第1条、第2条は、各種の権利の保障等について規定しているが、その保障の対象は、person あるいは inhabitant 等の文言が使われ、citizen の文言は使われていない。また、第6条は、当該領地において奴隷制が禁じられることが規定されていたが、同時に、奴隷州の奴隷がこの領域に逃亡した場合には、連れ戻されるべきことが規定されている。

55 2 Stat. 469. 本法の正式名称は、An Act extending the right of Suffrage in the Indiana territory である。

56 3 Stat.289. 本法の正式名称は、An Act to enable the people of the Indiana Territory to form a constitution and state government, and for the admission of such state into the Union on an equal footing with the original states である。

57 この点については Francis Newton Thorpe, THE FEDERAL AND STATE CONSTITUTION (GPO 1977) (1909) の以下の該当箇所を参照。p93 (Alabama); p262 (Arkansas); p662 (Florida); p968 (Illinois); p1113 (Iowa); p1376 (Louisiana); p1983 (Minnesota); pp2029-2030 (Mississippi); p2141 (Missouri); p2989 (Oregon); p4067 (Wisconsin)。

58 この点に関連して、California 州の連邦加盟に際して制定された法律 (Francis Newton Thorpe, THE FEDERAL AND STATE CONSTITUTION, 390 (GPO 1977) (1909)) は投票資格に関して規定していないが、当該州に所在しない合衆国市民である所有権者に対しては、当該州の居住者より高い課税がなされないこと、また、船舶が航行可能な場所は、共有の航路とし、課金されることなく、当該州の居住者と同様、合衆国市民に開放されること、を規定していた。

59 9 Stat.453. 本法の正式名称は、An Act to establish a Territorial Government for Utah である。

60 9 Stat. 446. 本法の正式名称は、An Act Proposing to the State of Texas the Establishment of Her

に関する資格が同様に規定された⁶¹。また1854年、連邦議会は Kansas・Nebraska 法⁶²を制定した。同法は Kansas と Nebraska を準州として組織することを目的とするものであった。同法もまた、議会と知事の選挙に際しての投票資格を21歳以上の自由な白人男性合衆国市民⁶³と規定していた⁶⁴。

1792年連邦議会は民兵団法⁶⁵を制定した。本法は、平時には各自の生業に従事している者を、非常時に武装させ、兵役につかせることを目的としたものであった。本法では、18歳から45歳までの自由な白人男性市民の健全者はすべて兵役に登録されることとされていた。

以上に関し、まず前者の選挙権に関する法制度等からわかるように、当時は、白人男性であることが政治に参加する要件とされていたことが分かる。また、これと同時に、後者の民兵団法からわかるように、国防も白人男性が従事するものと考えられていたことがわかる。

Northern and Western Boundaries, the Relinquishment by the Said State of All Territory Claimed by Her Exterior to Said Boundaries, and of All Her Claims upon the United States, and to Establish a Territorial Government for New Mexico である。

61 同法 Sec.19は、合衆国市民は、同等の者による法に基づく裁判によらなければ、合衆国市民は、生命、自由、財産を当該準州において剥奪されることはない（No citizen of the United States shall be deprived of his life, liberty, or property, in said Territory, except by the judgment of his peers and the laws of the land.）旨規定している。

62 10 Stat.277. 本法の正式名称は、An Act to Organize the Territories of Nebraska and Kansas である。

63 Sec. 5 and Sec. 23.

64 同法は、奴隷制との関係で、California 州を自由州あるいは奴隷州のいずれとして連邦に加入させるかをめぐる南部と北部の対立に際して成立した、いわゆる1850年の妥協（Compromise of 1850）を否定した（Sec.14及び Sec.32）。また同法は、北緯36度30分以北における奴隷州の禁止を決めた、1820年のいわゆる Missouri 妥協（Missouri Compromise）を廃止するものであった。

65 1 Stat.271. 本法の正式名称は、An Act more effectually to provide for the National Defence by establishing an Uniform Militia throughout the United States である。

第3章 行政府と市民権—司法長官の見解—

南北戦争までに、司法長官は市民権に関連するいくつかの見解を示している^{66,67}。以下それぞれについて概要を見ていく。

まず1821年にだされた財務長官からの「海外取引あるいは沿岸取引に関する法律の解釈との関連で、自由な有色人種に属する者 (free persons of color) は、Virginia州において、合衆国市民として船舶を運航する者とされ得るか。」という照会⁶⁸に対し司法長官は、第一に連邦法上の「合衆国市民」の意義は、連邦憲法上の「合衆国市民」の意義と同一と考えられるとした。そしてこれに続けて司法長官は、連邦

66 本文中で紹介するほかに、司法長官は市民権に関連して次の意見を述べている。

- ・1819年、「英国とのいわゆる Jay's 条約締結前に Michigan 属領に移住した者が、同条約で定める自らを英国臣民とする宣言をしないままに同属領に継続して居住した場合、同人は合衆国市民とされるか。」とする陸軍長官 (Secretary of War) からの照会に対して、司法長官は、1795年帰化法が定める手続を同人が経ていないことから、同人は合衆国市民でない、とした。5 Op. Atty's Gen.716.
- ・1857年に司法長官は、市民であることと選挙民であることが、分離することのできない相関関係にあるとするのは誤りである、とする意見を述べている。8 Op. Atty's Gen. 300, 302.
- ・米国で米国人の両親から出生した女性で、米国に居住している、帰化していない、スペイン人男性と婚姻して、米国で出生した子とともにスペインに移住し、その夫が死亡するまでスペインに居住していた者の市民権に関する照会に対して、1862年司法長官は、スペインへの移住は、当該女性とその子が合衆国市民権を放棄したことを意味せず、従って当該女性とその子は合衆国市民であるとしている。10 Op. Atty's Gen.321.
- ・1862年司法長官は、國務長官に対して、外国で外国人の子として出生した者であっても、その者が未成年のうちに親が米国に帰化した場合には、米国市民となり、また、帰化法に従い市民となる宣言をした外国人の子として米国内で出生した者は、米国市民となるとする意見を述べている。10 Op. Atty's Gen.330, 331.

67 ここで紹介するものの他に、後に連邦最高裁で Dred Scott 事件判決を下す Roger B. Taney 司法長官が、1832年に起草した非公表の見解の存在が指摘されている。Carl Brent Swisher, *Roger B. Taney and the tenets of Democracy*, 34 Maryland Historical Magazine, 207, 218 (1939)。同意見において Taney は、独立宣言で言うところの「人 (men)」にはアフリカ系の者は含まれていないこと、合衆国にいるアフリカ系の者は、たとえ自由であっても、劣位の地位に属する者であり、政治的影響力を行使できる者ではなく、その享有する利益は、好意と博愛の上から認められるものであって、権利によって認められているものではないこと、等を述べ、さらに市民的特権 (privileges of citizenship) との関係では、アフリカ系の者がそれを享有しているとしても、それは白人の与える恩恵により認められているに過ぎない、と述べて、これらの者は国家主権の構成員とはみなされないと述べている。また Taney はこの文書の中で、アフリカ系の者は、憲法の規定する citizens には含まれない、としている。

68 1 Op. Atty's Gen.506.

憲法上の合衆国市民とは、その居住する州において白人市民の享有する特権を等しくかつ完全に享受する者のことである⁶⁹とし、これらをふまえると照会の事項については、Virginia州において自由な有色人種に属する者は、白人市民が享有する特権を享有していないので、連邦憲法ならびに連邦法のいう意味での合衆国市民ではないとした。

次に1843年に司法長官は、財務長官からの、合衆国市民に公有地の優先買取権を認める1841年優先買取権法⁷⁰の優先買取権者に自由な有色人種に属する者は該当するか、という照会に対して、認められるとする回答をした⁷¹。その理由として司法長官は、同法の意図するところは外国人を優先買取権者から除外することであり、自由な有色人種に属する者は外国人ではなくデニズン（denizens）であり、デニズンとしての資格（denizenship）に付随する権利を享有するから、としている⁷²。

さらに1856年に司法長官は、國務長官からの「Indianと白人の混血の者は、合衆国市民、あるいは帰化法の下で求められる市民となる意思の宣言をした者に公有地の優先買取権を与える1841年法の下で、優先買取権を合法的に要求することができるか。」の照会に対する回答の中で、「市民」の概念に関連して、「合衆国市民」の文言の意義や、市民権に付随する権利の意義及び取喪については連邦憲法あるいは連邦法上必ずしも明らかでない、としながらも、次の見解を示している⁷³。

まず司法長官は、第一に第2条第1節をみてもわかるように連邦憲法は、生来的

69 ここで、本意見はこのように考える理由として、まず連邦憲法第4条第2節を検討し、もしVirginia州において出生しそこに居住する者が、Virginia州市民が享有する特権を享有しないにもかかわらず、憲法にいう意味でのVirginia州市民であるとする、他州にその者が移転した場合に、その者はVirginia州で享有していなかった特権を享有することになるが、それは認められない、ということを描している。

また、さらに本意見は、大統領等の就任資格要件の条文についても検討している。そして、それらの条文においては、一定年齢に達した合衆国市民で、居住要件を満たした者がそれらの公職への就任資格をもつ者とされており、これは黒人等も満足することが可能であり、もし出生地、居住、忠誠心によって合衆国市民になるのだとするならば、それらの者がそれらの公職に就任することができることになる、としている。

70 5 Stat.453 (1841)。同法第10条は、合衆国市民である、あるいは帰化法の定める市民となる意思を示す宣誓をした、21歳以上の家長、未亡人、独身者の、公有地の優先買取権について定めていた。Id., at 455.

71 4 Op. Atty's Gen.147.

72 この意見は、次にみる1856年の司法長官の意見で、1841年優先買取権法は、優先買取権享有者を合衆国市民、あるいは帰化法に従って合衆国市民になる意思を示す宣言をした者に限っているのであるから、合衆国で出生した自由な有色人種に属する者は、それに含まれないと考えるべきであった、と批判されている。7 Op. Atty's Gen.753.

73 7 Op. Atty's Gen.746, 753.

市民と帰化市民を区別しているとし、第二に、政治的な意味において市民とは政治社会を構成する者のことを意味するが、それは投票権を享有する者とは限らず、逆に市民でなくても投票権を有することはあるとした。

さらに司法長官は第三に、海外で公務についている者の子は、そこで生まれたとしても、生来的米国市民であり、逆に外国政府の公務に米国内で従事する者の子は、米国内で生まれたとしても、生来的米国市民ではない、とした。そしてこれに続けて、このことからわかるように、米国内で出生したことから当然に市民となるわけではないとし、さらにこのことから、Indian は米国内で出生したとしても、米国市民ではなく、Indian は合衆国の従属民（subject）であって合衆国市民ではない⁷⁴とした。

なお司法長官は、Indian も帰化することは可能であるが、それは外国人にのみ適用される一般的な帰化手続によってではなく、議会の特別法、あるいは条約によってであるとしている。またさらに司法長官は、Indian が出生により合衆国市民とならないのは、その人種に問題があるからであるが、このような自然的不適格性は、混血が進展することによって、消滅することがあることを指摘し、問題は、それがいつ生じるかであるが、それに対する一般的原則は存在せず、ただし、Indian 部族との関係を保持している者が同時に合衆国市民として享有する諸権利を享受することはできないということができる、としている。

なお1859年に司法長官は、外国人の両親から米国で出生した白人の子は合衆国市民である、とする意見を述べている⁷⁵。

第4章 裁判所における市民権—Dred Scott 判決—

1857年の Dred Scott 事件⁷⁶において、連邦最高裁は市民権に関する考えを示した⁷⁷。

本件は、黒人奴隷の子として Virginia 州で出生した上告人が、同人がその主人とともに移転・居住したのある州等の州法によれば奴隷の所有が禁じられていた

74 ここで本意見は、同様に奴隷も市民になることはできないとしている。Id.,at 749.

75 9 Op. Atty. Gen. 373 (1859).

76 60 U.S. 393 (1857).

77 この時代の、市民権の放棄に関する判例については、拙稿「米国における国籍離脱の自由の発展」筑波法政25号（1998）参照。

ことから、これらの州法に基づき自由人になったとして、その地位の確認を求めて訴訟を提起したものである⁷⁸。

第1節 最高裁の判断

最高裁は、上告人が合衆国市民であることを認めず、上告人の訴えを却下した。法廷意見の要旨は概要以下のとおりであった。

第1項 奴隷を祖先にもつ者が市民に保障される権利を享有するか

まず法廷意見は、本件の問題は、合衆国に輸入され、売られた奴隷を祖先にもつ者が、合衆国憲法によって形成され、存在する政治的共同体の構成員となり、合衆国憲法上市民に保障される権利、特権、免除を享有するかということである⁷⁹とした。そしてこの点について次のとおり述べた。

まず連邦憲法上の「合衆国人民（people of the United States）」と「市民（Citizens）」の文言について、これらの文言は、合衆国の共和政体のあり方に従って主権を構成する政治的集合体（political body）のことを意味し、代表を通じて政府の権力を保持し管理を行う者のことであるとした。そしてこれらの者は、一般には主権者と称され、すべての市民（citizen）は人民（people）の一人であり、主権の構成員である⁸⁰とした。

次に本件で問題となっている、黒人奴隷を祖先にもつ者について、これらの者は、憲法上の「市民」には含まれず、過去においてもそれは意図されてはおらず、従って、合衆国市民の保護のために憲法が保障している権利あるいは特権を享有することはないと考えられる⁸¹とした。

78 本件の概要については、早川武夫「デュー・プロセス—黒人の地位」伊藤正巳他編『英米法判例百選 I 公法』128頁（有斐閣1978）；長内了「Dred Scott Case[Scott v.Sandford]」藤倉皓一郎他編『英米法判例百選（第三版）』54頁（有斐閣1996）；根本猛「奴隷制と合衆国最高裁」樋口範雄他編『アメリカ法判例百選』74頁（有斐閣2012）。

79 60 U.S.393,403. ここで法廷意見は、この点についてより詳細に言い換え、この問題は、奴隷の子孫は彼らが解放されたときに、あるいはその出生前に解放された両親から出生した場合に、合衆国憲法の規定する意味での州市民であるかどうかということである、としている。

また、同時に法廷意見は、この点の判断は、合衆国に輸入され、奴隷として売られたアフリカ人の子孫のみに関するものとして理解されなくてはならない、としている。この点は、Indian 部族との関係については、本法廷意見の判示するところは適用するものでないということ、を明らかにするためのものであった。Id.

80 Id., at 404.

81 Id.

また法廷意見は、これらの者は、むしろ過去においては従属民（subordinate）、あるいは劣位者と考えられ、優位人種によって支配され、奴隷身分から解放されているかどうかにかかわらず、優位人種に属する者の権威の下におかれており、権力を有しかつ政府が権利等を与えるとした者と異なり、権利ないしは特権を享有しないとされていた⁸²と述べた。

第2項 州は市民の地位を与えることができるか

次に法廷意見は、州は市民の地位を与えることができるかについて、州はその領域内においていずれの者に対しても独自に権利あるいは特権を与えることはできるが、合衆国憲法のいう意味での市民とすることはできず、また他州における市民の地位を与えることはできない⁸³とした。

第3項 連邦議会の帰化に関する権限の排他性

また法廷意見は、連邦憲法は連邦議会に帰化に関する統一的な規則を制定する権限を与えているが、それは明らかに排他的なものであり、従って、連邦憲法制定以来、州は、州法等により自らの構成員にいずれかの者を加えることにより、合衆国憲法によって形成された政治的共同体に新しい構成員を加えることはできなくなった⁸⁴としている。

第4項 市民として参加した者だけが市民か

さらに法廷意見は、合衆国憲法が制定されたときに各州の市民として認められていたすべての者は、新たに構成された政体の市民となったとし、その政体は、それらの者によって、それらの者のため、あるいはそれらの者の繁栄のために構成されたのであり、それ以外の者のために形成されたのではない⁸⁵とした。また法廷意見は、このことから、この新しい独立国（sovereignty）の市民に保障される個人の権利あるいは特権は、当時各州の構成員であった者、あるいは憲法またはその基礎となる原則に従って出生等によりその構成員になった者にのみ保障されるとした⁸⁶。

82 Id., at 405.

83 Id.

84 Id.

85 Id., at 406.

86 Id. ここで法廷意見は、第一に、連邦が構成されたことによって、数個の政治的共同体は一つの政治的紐帯（political family）とされ、その権力は、特定の目的に関して、合衆国の領域全体に及ぶこととされたとし、さらに第二に、連邦が構成されたことによって、各市民は、その属する州の外において、権利と特権を享有することとされ、また、その個人的あるいは財産上の権利に関し、他州においてその市民と完全に平等な状態におかれることとされ、これにより合衆国市民（citizen of the United States）とされたのである、と述べて

第2節 同意意見と反対意見

本件では上告人の市民権に関する法廷意見の見解に対し Daniel 裁判官が同意意見を示し、Mclean 裁判官および Curtis 裁判官が反対意見を示した⁸⁷。

第1項 Daniel 裁判官の同意意見

Daniel 裁判官はまず、上告人は奴隷であるのでその主人の財産であり、その利害と意思に従属するものである、それになんらかの特権ないしは行動の自由を認めることは、主人と奴隷の関係を否定することになる⁸⁸、と指摘した。そして次に、市民的あるいは政治的な権利もしくは能力を有さない奴隷は市民になることはできないとした。また同裁判官は、市民であることは、国家あるいは政府との関係あるいはそれへの帰属を示し、さらには、その活動への参加と、市民的あるいは政治的に平等な特権の現実的な享受を意味するとした⁸⁹。

なお同裁判官は、市民的あるいは政治的集合体（civil and political association）の性質と目的からしても、またその歴史からしても、市民権は奴隷が解放されたことによってすぐに与えられるものではなく、そのような結論は自由な政治的集合体の原則に反するものであると指摘している⁹⁰。

第2項 Mclean 裁判官の反対意見

Mclean 裁判官はまず、連邦憲法あるいは連邦法の下での出生により市民権は取得され、市民であるということは「自由人（freeman）」であるということの意味す

いる（*Id.*, at 407）。

なお、これに続いて法廷意見は、ここまでの主張を根拠づけるために、独立宣言の内容、連邦憲法の制定過程、各州の州法、連邦議会の立法、行政府の判断を検討し（*Id.*, at 426.）、このうちの連邦憲法の制定過程の検討において、もし「市民」の文言に黒人も含まれる、あるいは連邦憲法への批准によって他州からの黒人を市民と認めなくてはならない、と理解していたならば、奴隷制を容認している州は連邦憲法を批准しなかったろう、と指摘している（*Id.*, at 416-417）。

87 本判決には、Wayne 及び Campbell の同意意見、Nelson、Grier、Catron 裁判官の分離意見も付されているが、本稿では、上告人の市民権に関係する見解を示した意見のみ扱う。

88 *Id.*, at 475.

89 *Id.*, at 476.

90 *Id.*, at 479. この点に関連して同裁判官は、

- ・連邦政府は、連邦契約（federal compact）のオリジナルの構成員でない者に合衆国市民の権利あるいは免除を付与するための手続である帰化手続を、白人の外国人に対してのみ定めている。
- ・もし、合衆国政府の下で享有される権利あるいは免除が、合衆国憲法あるいは連邦法で定められている以外の方法で認められるとするならば、連邦議会の保持する帰化に関する規制権限が侵害されることになる。

としている。*Id.*, at 481.

るとした。そして、上告人は自由人で、被上告人と異なる州に Domicile を有する、連邦法上の市民であるから、連邦裁判所で訴訟を提起することができるとした⁹¹。

第3項 Curtis 裁判官の反対意見

Curtis 裁判官は、合衆国市民の意義を明らかにするのに、まず「憲法制定当時に合衆国市民であった者」という憲法上の文言に注目し⁹²、憲法制定当時に合衆国市民であった者とは、連合規約の下で市民であった者であるとした。そして、この連合規約の下で市民であった者とは、属領の住民を除いては、その当時の各州の市民であった者であるとした⁹³。

次に同裁判官は、連合規約の下では、連合の政府は、特に明示的に与えられた権限のみを保持し、それには市民権に関する事項を扱う権限は含まれていなかったと指摘し⁹⁴、奴隷であるアフリカ人の子孫の自由人が合衆国市民であるかを決定するためには、そのような者が、連邦憲法制定当時の連合規約に加わっていた州の市民であったかどうかによるとした⁹⁵。

そして同裁判官は、すでに連合規約制定当時に、New Hampshire 州等においてそれらの者は、単に市民とされていたばかりではなく、投票権も保持していたことを指摘し⁹⁶、加えて、そのような者が、連合規約第4条⁹⁷により、市民権に付随する特権および免除を享有することも認識されていたと述べた⁹⁸。

さらに同裁判官は、連邦憲法制定過程の各州において、有色人種に属する者 (colored persons) もそれに参画し、一部においては投票にも参加していたことを指摘した⁹⁹。

以上から同裁判官は、連邦憲法の解釈によって、その憲法制定に参加した者から

91 Id., at 531. この点について同裁判官は、次の点を指摘している。Id.

・ 本件において上告人は、Missouri 州以外に Domicile を有するというのも、また Missouri 州で自由人 (free man) でないということも主張していない。

・ 上告人が、その祖先に黒人を有することは示されているが、このことにより、上告人は連邦裁判所での訴訟適格を定める連邦法にいう意味での市民でないことは示されていない。

92 U.S. Const. art.II, § 1, cl. 5.

93 60 U.S. 393, 572.

94 Id.

95 Id.

96 Id., at 573.

97 Article of Confederation, Art.IV.

98 60 U.S. 393, 575.

99 Id., at 576.

その市民権を奪うことは認められないとした¹⁰⁰。

なお同裁判官は、合衆国憲法の下では、諸州において出生したすべての自由な者と、当該州の憲法ないしは法律により当該州の市民である者は、合衆国市民であると考えられている¹⁰¹。

100 Id.

101 Id. このように考える理由として、同裁判官はまず、合衆国憲法第2条第1節の「生来的市民」の文言に着目し、この文言は公法（public law）の原則である、出生地に基づく市民権付与の原則に由来するものとした。

次に同裁判官は、合衆国憲法がこの原則を受容したとすると、以下の四つのうちの一つが認められなくてはならないとしている（Id.,at 577.）。

- ①合衆国憲法自体が、いかなる生来的市民が合衆国市民であるかを定めている。
- ②連邦議会が、生来的市民を決定することが認められている。
- ③各州で出生したすべての自由な者が合衆国市民であるとされている。
- ④各州が、その領域内で出生した自由な者のうちのいずれの者が当該州の市民となり、合衆国市民となるかを決定するとされている。

これらのうち同裁判官は、まず①については、そのような条項が憲法上存在しないことから採りえないとした（Id.）。次に②については、もし仮にこれを認めるとすると、最終的には、連邦議会が、大統領になることのできる者、副大統領になることのできる者、連邦議会議員になることのできる者を決定できることになるので、この点は重大であるから、連邦議会にこの点に関するなんらかの権限が与えられていなければならないとし、これについて、連邦議会の帰化に関する規制権限がそれにあたるかを検討している（Id.,at 578）。結論として、同裁判官は、明示的に唯一連邦議会に市民権について扱う権限として与えられている、この帰化に関する規制権限は、単に外国で出生したことから生じる制約を排除するための権限に過ぎない、とした。

さらに、③と④に関して、同裁判官は最終的に、④の、州が自州の市民を決定し、それを通じて合衆国市民が決定される、という考え方が正しいとした（Id.）。その理由として、同裁判官は、

・連邦形成以前、州はその市民を決定する権限を有していたが、それは外国人であることによる制約を排除する権限、各州内においていかなる者が市民としての特権を享受するかを決定する権限、いかなる者が連合の生来的市民であるかを決定する権限に分けられる。

・これらのうち、憲法制定によって連邦に与えられたのは、最初の、外国人であることによる制約を排除する権限のみであり、その他の権限は与えられなかった。（Id.,at 579）。
 ということをあげている。そして、この点を示すものとして、同裁判官は、連邦憲法第3条第2節第1項の司法権に関する規定、同第4条第2節第1項の市民の特権免除の規定、連邦の公職選挙についての選挙人に関する諸規定を検討し、これらの条文においては、各州の市民についての言及はあるが、合衆国市民について言及した規定は存在しないということ指摘している（Id.）。

また、同裁判官はここで、合衆国市民権に付随する権利（national rights of citizenship）を享受する者は、連邦憲法上、各州の市民として表現されており、各州の市民は、それとして、連邦憲法によって保障される一般の市民権（general citizenship）に付随する特権および免除を享受するとしている（Id.,at 580）。

第5章 若干の検討

第1節 合衆国憲法の制定期における「市民」を巡る議論について

先に見たとおり米国憲法は、大統領、上院議員および下院議員それぞれの就任資格について、市民であることのみならず、生来的市民であるべきことや、市民となつてからの年数による制限などが加えている。これは、その制定過程における議論に示されているように、合衆国の政治に対する外国からの影響力の行使を最小限にするためであった。

この点について理解する際に、たしかにそこでの議論の過程を見るならば、外国の影響を排除することが意図されていたことは事実である。しかしながら同時に、大統領を除いては、合衆国に出生した市民のみがそれらの公職に就任することができる、とはされなかった点にも留意する必要がある。

このように、生来的市民のみを公職に就くことができるとしない考え方が憲法に採用された理由としては、当然のことながら、合衆国で出生した者のみでは政府が構築できなかつたということがあると考えられる。しかしながら、それだけが理由とされたわけではなく、先に見たとおり、このようにされた理由のひとつとしては、帰化した者の知見はむしろ合衆国にとって有用である、という判断があつたことが指摘できる。なおこの点についてはさらに、このように公職就任資格を定めることにより、一定の条件を満たせばその他の条件に関係なく、公職に就く資格があると考えられていた点にも留意する必要がある。

第2節 連邦議会・行政府・最高裁における「市民」の理解について

第1項 国の構成員としての市民

まず連邦議会の「市民」の理解についてであるが、帰化法の規定をみると、基本的に自由な奴隷でない白人が市民であり、また、白人から市民を構成していくという意図があつたことがわかる。

もっとも、帰化法の改正過程をみると、逆に白人であるならば市民となれると考えられていたわけではないことは、居住要件の設定が変動していることや敵性外国人を帰化から排除していることなどからも明らかである。さらに帰化法との関係では、子の扱いが問題とされており、この点については、広く見るならば「家族」と

国家の関係が当時まだ整理されていない中で、結果として子の市民権をどのように扱うかが問題となったものと考えることができる。

このほかに連邦議会の属領や連邦への参加に関する立法をみると、男性であることが選挙に参加する際に前提とされていたことがわかる。条文上、市民であることのほかに白人男性であることがそれらの法条では明記されていたので、正確には「市民」の文言自体にそのような意味合いがあったのかは、正確には、必ずしも明確ではない。しかしながら、「市民」の文言自体に市民が当然男性であるべきということが含意されていたかどうかはともかくとして、連邦議会においては、男性であることが連邦の政治的決定にかかわるための要件とされていた、ということ是可以する。

なお連邦議会と同様、基本的に市民となるのは白人であるという認識は司法長官の意見にも看取される。ただし司法長官の見解では、なんらかの法的手当がなされれば Indian も合衆国市民とされる可能性があるとしており、また合衆国に居住する有色人種に属する者は外国人ではなくデニズン（denizen）であるということなども述べられていて、政体の構成員はだれなのか、という観点からすれば、必ずしも明確に整理された見解を示せていないという観がある。

この点に関し最高裁は、Dred Scott 判決において、黒人は、奴隷であるかどうかにかかわらず、優位人種である白人に統治されるべき存在であって市民ではなく、さらには連邦法あるいは州法によって市民とされることもできないとした。ここにも米国は白人市民により構成される、という考え方が示されているということができる。もっとも最高裁は米国が白人から構成されるべきであるという見解と白人の優位性という見解を接合した見解を公的に明示したという点で、行政府等の見解とは異質である。

以上からすると、合衆国政府のいずれの機関においても、南北戦争以前のこの時期においては、連邦憲法の規定あるいは独立宣言の文言にかかわらず、基本的に「市民」は白人から構成され、さらに実体的な意味で政治に参画する者としては白人男性が想定されていた、ということがいえる¹⁰²。

第2項 市民の享受する権利状況

第一に連邦憲法制定時の、連邦司法権管轄に関する条項に関する議論や、各州間での市民の特権および免除に関する条項および連邦議会の帰化規制権限に関する条

102 ただし、Dred Scott 事件の Curtis 裁判官が指摘するように、有色人種の者が實際上投票権を行使していた、というのも事実である。

項についての見解などを参照すると、連邦レベルでの市民権を設定したことの意義は、従前各州の市民が共有していた英国臣民としての立場を確保し、さらに、各州間に存在していた権利享受の格差を是正することが目的であった、と考えられる。

またこの点について司法長官の見解なども参照すると、権利享受の格差の是正措置としての市民権の設定という観点からのみ市民権が理解されていたわけではなく、市民であるから享受することのできる権利がある一方で、市民でない者であっても享受することができる権利があるという状況も存在していたことがわかる。もっとも、このような状況に関し、本稿の分析の対象とした連邦憲法の制定過程等を見る限りでは、当初より市民概念が、市民と市民でない者との間における権利享受状況の格差を設定するために形成されたものとは明言しがたい。

おわりに

国家は社会と緊密な関係性の元に形成される。原則として社会が存在しないところに国家は存在しない¹⁰³。しかしながら、その関係の経緯においては、社会があるところに国家が形成される場合のみならず、国家が社会を形成する場合もある。この点に関し、具体的に本稿で記述した時代の米国では、白人男性を基本的構成員とし、また奴隷という立場の黒人がいる社会を前提として米国憲法が形成され、それが南北戦争前まで調整等がされつつ維持されていた、ということが示されていると思われる。なお、この後に、南北戦争を経て制定された修正第13条、第14条、第15条等の条項は、前述のうちの後者の段階、すなわち、憲法を通じて国家が社会を形成する流れをさらに追求するものであったと解される¹⁰⁴。

このように国家と社会の関係が密接であることを踏まえると、憲法を理解する際、国家と社会の関係を視野に入れることには重要な意義がある。またこれに関連して、憲法との関係で国家と社会の関係を考えるということは、憲法を通じた国家

103 ただし、領域国家の観点からは、たとえば無人島に対しても国家の管轄権が存在する等の事象はあり、このような事例も視野に入れるならば、実は国家は人が存在しないところにも存在している場合があるとも考えられる。このような国家と領域の関係については、今後の研究課題としたい。

104 この点に関し、以下の拙稿参照。「アメリカ合衆国憲法修正13条の原意」筑波法政第28号（2000）；「合衆国憲法修正第一四条の原意：市民権との関連で」筑波法政第30号（2001）；「合衆国市民権と合衆国市民の市民的権利：再建期における理解について」筑波法政第31号（2001）。

の形成について検討する際に、特定の社会の存在を当然の前提として、あたかもその上に国家を構成することのみが認められる、ということは意味しない点に留意する必要がある。むしろ、米国の歴史的経験を踏まえるならば、人類は憲法の制定を通じて国家を構築し、それによって社会をより「個人」の「権利・利益」を実現するように改善してきた、というのが憲法の歴史を看取して理解されるところであり、それは米国憲法前文が「われら合衆国の国民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫のために自由の恵沢を確保する目的をもって、ここにアメリカ合衆国のためにこの憲法を制定し、確定する。」としているところや、日本国憲法前文に示されるところである。

本稿で扱った時代において米国では、上記の米国憲法前文の目的が十分に実現されることはなく、むしろ、典型的には *Dred Scott* 事件判決の法廷意見に示されるように、意識的にしろ無意識的にしろ、そのチャレンジすべき目標が明確にされるところまでが具現化されたということであったと思われる¹⁰⁵。上述のとおりこの時代の後米国では南北戦争が生じ、その後憲法修正第13条、修正第14条、修正第15条による再建期が始まった。その時代を通じて、米国民は、自らの社会の理想を明確化し、その実現のための取り組みは、20世紀中盤以降の公民権運動へとつながっていくことになった。

さらにその後21世紀になり、黒人であるオバマ大統領が米国大統領に選出された。これは米国の「市民」に関する歴史との関係では、その追求してきた人種を超えた「市民」の実現のひとつの表現とも解されうる。他方で、米国においては、依然として人種を含む各種の事象・事情に起因する差別を含む各種の人権問題が存在する。またこのような各種の人権問題は、米国のみの問題ではなく、近代憲法を制定しているその他の近代国家においても存在する。

「市民」概念を検討しその理念を構想・構築することでこのような問題を乗り越えられるのか、これが今後の市民権論・市民的権利論の重要な課題のひとつと思われる。

（元筑波大学非常勤講師）

105 この点に関し、*Dred Scott* 事件は、1860年の大統領選挙候補者である Abraham Lincoln を全国的に知らしめ、対立候補である Stephen A. Douglas の人気を落としたことが指摘されている。Paul Finkelman, *Scott v. Sandford: The Court's most Dreadful Case and how it Changed History*, 82 Chicago-Kent L.Rev., 3, at 13 (2007).